

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業に係る
客観的な評価の結果について（事業者選定内容に基づく評価）

吹田市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

令和6年1月23日

吹田市長 後藤 圭二

1 優先交渉権者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により行うこととし、令和5年4月10日付けで募集要項等の公表を行ったところ、1グループから提案書類の提出がありました。

吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会において審査基準書に基づいて審査した結果を踏まえ、市は、ダイキンエアテクノ(株)関西支店を代表企業とするグループを優先交渉権者として決定しました。

2 優先交渉権者

ダイキンエアテクノ(株)関西支店を代表企業とするグループ

代表企業	ダイキンエアテクノ(株)関西支店
構成企業	(株)東海テック
	(株)関根水道工業所
	芳賀電機(株)
協力企業	(株)東陽綱業
	鳳工業(株)吹田営業所
	(株)総合設備コンサルタント大阪事務所
	(株)フレックス
	NTT・TCリース(株)関西支店

3 提案価格

4,699,396,955円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 財政負担額の比較

本事業について、市が自ら実施する場合の財政負担見込額と、民間事業者選定の内容に基づくPFI事業として実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市自ら実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約2.12%軽減されるものと見込まれます。